

なぜ障害者雇用は進まない？

国は、障がいがある人の雇用を促進するために法定雇用率を定めました。しかし、市内の事業所は必ずしも雇用に積極的とは言えない状況です。そこで、市福祉課の大河原豊春さんに障害者雇用が進まない理由を聞きました。

雇用したい意思があっても障がいのある人を雇用することに不安を感じている事業主が多い

障害者雇用の現状

国は、「身体障害者雇用促進法」のもと法定雇用率制度を義務化しました。現在は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改正され、43.5人以上の従業員を有するすべての事業主に定められた割合以上の障がい者の雇用を義務付けています。

法定雇用率を下回ると、厚生労働省による直接指導や企業名の公表、納付金の支払いなどの不利益が生じます。それがあつてか、全国的に障がい者の雇用数は上昇しています。しかし、積極的に障がい者を雇用しよう

とどまっています。



市福祉課 障がい支援係 大河原豊春 社会福祉士

とする企業は多くありません。従業員数が少ない市内の事業所も法定雇用率が義務化されていないことから、障がい者の雇用に消極的と聞きます。

御前崎市商工会が平成31年1月、管内436事業所を対象に「障がい者の雇用に関する調査」を実施しました。調査では全体の28.1%に当たる123事業所が「雇用に関心がある」と回答していました。その一方で、「現在、貴社では障がいをもった方を雇用していただけますか」という問いに対して、「雇用している」と回答したのはわずか31事業所にとどまっています。

「障害者の雇用に関する調査」の回答用紙

